

対策実施期間

I. 方針

万博開催期間中は、万博を契機とした人流・物流の活発化が想定され、これにより、普段から使われている駐車場が利用できないことで、駐車場を求め移動する「うろつき交通」の発生による交通渋滞や事故が懸念されるため、道路交通対策としてこの取り組みを実施するものである。

対策は、これまでの協議会での議論より、主要ターミナル駅周辺（12エリア）と会場周辺（4エリア）で実施することとしており、各エリアの特性に応じた対策期間を設定するものとする。

II. 各エリアの対策実施期間

○主要ターミナル駅周辺12エリア（シャトルバス発着駅）

万博開催期間で、特に、来場者が多く訪れると予測される期間は、各主要ターミナル駅周辺においても連動して人流・物流の活発化が想定され、これによる「うろつき交通」の発生で万博会場へのシャトルバス運行の影響を極力抑えるため、

2025年6月、および8月（盆明け）～10月13日（会期末）
とする。

○万博会場周辺4エリア（夢洲、舞洲、咲洲、天保山エリア）

会場周辺においては、人流・物流の活発化に加え、万博開催期間全期間において万博交通が集中することから、道路交通対策をより強化する必要があるため、

万博開催期間全期間（2025年4月13日～10月13日）
とする。